

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
1	日本の食を広げるプロジェクト	新規	食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等の取組を実施	2,281	—	委託費	(公募) 民間団体、 NPO法人等	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:5月中旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出 (調整中)	農林水産省 大臣官房 政策課 (実施内容調整中であり、調整後内容毎に照会窓口を設置予定)	—	p.1
2	日本の食を広げるプロジェクト	新規	食に対する多様な関心の高まりを活用して、民間団体が国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等の取組を支援	1,670	—	定額、 1/2	(公募) 民間団体、 NPO法人等	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:5月中旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出 (調整中)	農林水産省 大臣官房 政策課 (実施内容調整中であり、調整後内容毎に照会窓口を設置予定)	—	p.1
3	農林水産政策科学研究委託事業	継続	外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と考えられる政策研究課題について、公募により研究を実施	83	91	委託費	(公募) 大学、民間 団体、NPO法人等	公募開始:4月上旬 公募締切:4月下旬 選定期間:7月下旬	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由して応募。	農林水産政策研究所 政策研究調整官	1実施主体 8百万円 交付決定済	p.3

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
4	農場生産衛生 向上体制整備 促進事業	継続	農場 HACCP の認証取得を促進するための 農場指導員の養成及び農場 HACCP が行わ れている農場を中心とした加工・流通業 者等関係者が一体となった高度な衛生管 理等を行う取組の支援	15	18	定額	(公募) 民間団体、 民間企業、 NP0 法人な ど	公募開始:2月12日 公募締切:3月4日 選定期間:3月上旬	応募申請書 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 消費・安全 局 動物衛生課	1実施主体 7百万円 交付決定済	p. 4
5	消費・安全対策 交付金のうち 地域における 日本型食生活 等の普及促進	継続	地域の自主性の下、地域における食育の 取組を支援	(2,096の内数)	(2,606の内数)	定額 (1/2)	都道府県、 市町村、農 業者団体、 消費生活協 同組合、特 認団体(NP0 法人等)	都道府県の定める ところによる。	事業実施計画 書を作成の上、 都道府県知事 に提出	農林水産省 消費・安全 局 消費者情報 官	2実施主体 0.8百万円 交付決定済	p. 5
6	食育実践活動 推進事業	終了	「日本型食生活」の実践を推進するため、 広域的、先進的に食育に取り組む活動に 対する支援	—	76	定額	(公募) 民間団体、 NP0 法人な ど	—	—	農林水産省 消費・安全 局 消費者情報 官	—	
7	6次産業化推 進支援事業	名称 変更	農林漁業者等の6次産業化等を推進する ため、農林漁業者等に対する新商品開発 や販路開拓等を支援	(741の内数)	(711の内数)	定額、 2/3、 1/2	(公募) 農林漁業 者、民間企 業、 NP0 法人な ど	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作 成の上、照会窓 口、北海道農政 事務所、地方農 政局、沖縄総合 事務局へ提出	農林水産省 食料産業局 産業連携課	3実施主体 1.4百万円 交付決定済	p. 6

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
8	知的財産の総合的活用の推進	新規	知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、地理的表示保護制度の導入に向けた取組、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援	(128の内数)	—	定額、 1/2	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間: 4月下旬~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	—	p. 7
9	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	新規	農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援	165	—	定額	(公募) 地方公共団体、農林漁業者の組織する団体、 民間企業、 NP0 法人など	公募期間:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務局へ提出	農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ	—	p. 9
10	食品産業環境対策推進事業のうち食品廃棄物等削減推進事業	新規	関係者の責任を明確にしたルールに則ったフードバンク活動等、食品ロスの削減や過剰包装の削減活動の構築に必要な具体的検討のために必要な経費を支援	(66の内数)	—	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務所へ提出	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課	—	p. 10
11	食品産業グローバル革新支援事業のうち食品の品質管理体制強化対策事業	新規	衛生管理・品質管理の基盤となる事項(施設・設備及び作業の衛生管理事項等について定めたもの)の整備・普及と HACCP 導入支援を一体的に実施します	(319の内数)	—	定額、 1/2	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 企画課	—	p. 12

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
12	食品産業グローバル革新支援事業のうち食品規格等統一・調和事業	新規	諸外国における食品の国内規格・基準等について調査を行うとともに、これらの統一・調和を図るためのワークショップ開催を支援	(319の内数)	—	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ	—	p. 13
13	災害に強い食品サプライチェーン構築事業	新規	近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害時でも機能する食品のサプライチェーンの構築に向けた食品産業事業者等による取り決め及びこれに基づく調達や輸送等のバックアップなどの実証の実施を支援	34	—	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課	—	p. 14
14	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	名称 変更	食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、農林漁業者と異業種との連携による市場ニーズに即した新商品等の創出を支援するほか、機能性成分を活用した商品化等、A I（アグリインフォマティクス）システムの実用化を支援	(340の内数)	(1,383の内数)	定額、 2/3、 1/2	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	公募開始:3月下旬 公募締切:4月下旬 選定期間:4月下旬 ~5月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	2 実施主体 121 百万円 交付決定済	p. 15
15	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち6次産業総合推進委託事業	終了	都道府県の6次産業化サポートセンターにおいて、6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）による、IT活用や輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談や、課題解決に向けた実践研修会等の取組を支援	—	(734の内数)	委託費	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 産業連携課	2 実施主体 31 百万円 委託契約済	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
16	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち食品産業環境対策支援事業のうちフードバンク活動推進事業	終了	フードチェーンでの余剰食品の廃棄削減と有効利用を図るため、NP0法人、食品関連事業者及び社会福祉法人等が連携して、商品として流通できない食品を社会福祉法人等に提供するフードバンク活動の実施に向けた具体的な検討のために必要な経費を支援	—	(95の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 バイオマス 循環資源課	—	
17	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち食品の品質管理体制強化のサポート	終了	輸出志向の高い等の意欲的な事業者等に対し、品質管理体制強化のための情報提供及び人材育成の取組に対して支援	—	(912の内数)	定額、 1/2	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 企画課	—	
18	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち輸出拡大サポート事業のうちマッチング対策	統廃合	輸出に意欲のある国内の生産者、食品事業者等に、海外の外食事業者団体が主催する商談会等に出展させることにより、具体的なビジネスにつなげる取組を支援	—	(912の内数)	定額	(公募) 民間企業、 協同組合、 NP0法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品小売サ ービス課	1実施主体 19百万円 交付決定済	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
19	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち輸出拡大サポート事業のうち海外外食事業者を通じたジャパンブランドの構築・発信支援対策	統廃合	情報発信力の強い海外外食事業者を通じたジャパンブランドの構築と日本食材の輸出拡大のための、(1)日本料理の情報発信、(2)日本食文化と日本食材の普及、(3)日本料理店の海外進出支援の取組を支援	—	(912の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課	1実施主体 77百万円 交付決定済	
20	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち輸出拡大サポート事業のうち日本食文化発信基盤整備事業	終了	ジャパンブランドの再構築に資する観点から、我が国の農林水産物や食文化等を海外を含めて幅広く発信する国民的祭典を開催することで、輸出拡大につなげ、我が国農林水産物・食品産業の発展・強化を図る取組を支援	—	(912の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課	—	
21	未来を切り拓く6次産業創出推進事業のうち東アジア食品産業海外展開支援事業	終了	我が国食品産業の経営体質・国際競争力を強化するため、東アジア地域への投資促進・事業展開を支援	—	(76の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人など	—	—	農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ	1実施主体 10百万円 交付決定済	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
22	農山漁村再生 可能エネルギー 導入推進事業	終了	農山漁村において、太陽光、風力、地熱、 バイオマス、小水力等の再生可能エネル ギー発電事業を円滑に開始するため、関 係者による協議会の開催や地域での合意 形成のための取組を行う	—	(532の内数)	定額	(公募) 地方公共団 体、農林漁 業者の組織 する団体、 民間企業、 NP0 法人な ど	—	—	農林水産省 食料産業局 再生可能エ ネルギーグ ループ	—	
23	産地活性化総 合対策事業の うち 農業生産工程 管理体制構築 事業	継続	GAPを導入する生産者や生産者団体、GAP の指導者等の取組を支援するため、GAP の点検項目や取組内容等に関するデー タベースの構築を支援	(2,271の内数)	(5,288の内数)	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人、協 議会など	公募開始:3月中旬 公募締切:4月中旬 選定期間:4月下旬 ~5月中旬	応募申請書作 成の上、照会窓 口へ提出	農林水産省 生産局農産 部技術普及 課	1 実施主体 8 百万円 交付決定済	p. 16
24	生産環境総合 対策のうち有 機農業推進分	継続	地方公共団体の参入受入体制の整備を促 すための先進事例等の調査・提供、実需 者の有機農産物への理解促進のための講 習会等を実施	35	52	定額	(公募) 民間企業、 NP0 法人な ど	公募開始:4月上旬 公募締切:4月下旬 選定期間:5月中旬 ~6月中旬	応募申請書作 成の上、照会窓 口へ提出	農林水産省 生産局農産 部農業環境 対策課	—	p. 17
25	女性・高齢者等 活動支援事業	継続	女性や高齢者といった多様な人材が農 業・農村でいきいきと活躍できる環境作 づくりに向け、女性経営者相互のネット ワークの形成や情報交換の場の設定、農 村高齢者が行う技術指導、障害者就労の 推進等へ取組を支援	196	200	定額、 2/3	(公募) 民間団体、 NP0 法人な ど	公募開始:3月上旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月中	応募申請書作 成の上、照会窓 口へ提出	農林水産省 経営局 就農・女性 課女性・高 齢者活動推 進室	6 実施主体 11 百万円 交付決定済	p. 19

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
26	新規就農・経営 継承総合支援 事業のうち農 業者育成支援 事業	名称 変更	高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関との連携の下、地域の中核となる教育機関の教育の強化に向けて行う教育の改善計画の策定及び計画に基づく教育の実施の取組を支援	(595の内数)	(595の内数)	定額、 1/2	都道府県、 市町村、NP0 法人など	申請開始:2月下旬 申請締切:3月下旬 審査期間:4月中	応募申請書作成の上、都道府県へ提出	農林水産省 経営局 就農・女性課		平成24年度は新規就農総合支援事業のうち農業者育成支援事業 p. 22
27	耕作放棄地再生利用緊急対策	継続	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援	所要額 4,517	所要額 3,513	定額、 1/2以内等	耕作放棄地 対策協議会 (都道府県協議会、地域協議会)	随時	地域協議会へ 交付申請(計画 策定は地域協議会)	農林水産省 農村振興局 農村計画課	4取組団体 2百万円 交付予定	予算額欄については基金所要額を記載 p. 24
28	都市農村共生・対流総合対策交付金	新規	地域協議会やNP0等多様な主体が連携して取り組む農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動や民間団体、NP0等による人と情報のネットワーク構築のための取組を総合的に支援	(1,950の内数)	—	定額、 定額 (1/2以内)	(公募) 地域協議会、NP0法人など	公募開始:3月 公募締切:4月 選定期間:5月	応募申請書作成の上、照会窓口、地方農政局等へ提出	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	p. 25
29	「農」のある暮らしづくり交付金	新規	都市及び都市近接地域において、住民・NP0・農業者等が取組む「農」を楽しむ暮らしづくりを推進するための多様な取組や施設の整備を支援	(550の内数)	—	定額、 定額 (1/2以内)	(公募) 民間団体、NP0法人など	公募開始:3月 公募締切:4月 選定期間:5月	応募申請書作成の上、照会窓口、地方農政局等へ提出	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	p. 26
30	食と地域の交流促進対策推進交付金 のうち食と地域の交流促進支援対策	終了	個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援	—	90	定額	(公募) 民間団体、NP0法人など	—	—	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
31	食と地域の交流促進対策整備交付金	終了	都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援	—	68	定額	(公募) NP0法人などの民間団体、市町村	—	—	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	
32	農山漁村ふるさと応援推進事業	終了	都市住民、企業、NP0等国民各層が農林水産業の生産活動や農山漁村集落の共同活動等を支援する取組を促進するための、ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチングを支援	—	40	定額	(公募) 民間団体、NP0法人など	—	—	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課	—	
33	日本の森林づくり・木づかい 国民運動総合対策事業	名称 変更	NP0等による森林づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を支援	(88の内数)	(108の内数)	定額	(公募) NP0法人、民間団体等	公募開始:2月中旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 研究・保全課	10法人 47百万円 交付決定済	p. 27
34	(国際林業協力関係) 途上国持続可能な森林経営推進事業のうち途上国森づくり事業(旧名称:途上国森づくり事業)	名称 変更	NGO等による海外森林保全活動や、貧困問題が一因となり森林の荒廃が見られる地域の森林等の復旧・保全の支援、鉱山などの開発跡地の植生回復活動をするための情報整備や人材育成研修を行う	(74の内数)	(83の内数)	定額	(公募) 民間団体等 (NP0法人の事業への参加については、公募結果による事業実施主体への応募となる)	公募開始:2月中旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 計画課	—	p. 28
35	森林資源総合利用指針策定事業	新規	山村地域に豊富に賦存する再生可能エネルギー利用を促進するために、森林資源を適正に管理しつつ森林の多面的機能の発揮や山村活性化を図るための森林資源総合利用指針を策定し全国に普及する	20	—	定額	(公募) 民間団体、NP0法人等	公募開始:2月中旬 公募締切:3月下旬 選定期間:4月下旬	応募申請書作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 計画課	—	p. 29

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
36	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	新規	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取組を支援	2,985	—	定額 (1/2相当)	地域協議会 (地域協議会から保全活動を行う活動組織 (NPO法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付)	随時	地域住民や森林所有者等で活動組織を構成し、保全活動の採択申請書等作成の上、地域協議会へ提出	農林水産省 林野庁 計画課	—	p. 30
37	木質バイオマス産業化促進事業	新規	木質バイオマスの利用促進に必要な調査、全国的な相談・サポート体制の構築、技術開発等を支援	(559の内数)	—	定額	(公募) 民間団体等	公募開始:2月下旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月下旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 木材利用課	—	p. 32
38	地域材供給倍増事業	継続	地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援。	(554の内数)	(1,018の内数)	定額 1/2	(公募) 民間団体等	公募開始:2月下旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月下旬	応募申請書を作成の上、照会窓口へ提出	農林水産省 林野庁 木材産業課 木材利用課	4実施主体 80百万円 (交付決定済)	p. 33
39	森林環境保全直接支援事業	継続	集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援	23,193	51,875	3/10 (沖縄2/3)	都道府県、市町村、森林組合、NPO法人等	随時	補助金交付申請書を作成し、都道府県の出先事務所等に提出。	農林水産省 林野庁 整備課	—	p. 34

連番	事業名	新・継続区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
40	環境林整備事業	継続	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象害等による被害森林における人工造林等を支援	4,500	5,457	3／10 (沖縄2／3)	都道府県、市町村、森林組合、NP0法人等	随時	補助金交付申請書を作成し、都道府県の出先事務所等に提出。	農林水産省 林野庁 整備課	－	p. 35
41	漁場保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援	(112,828の内数)	(917,555の内数)	3／10 (沖縄2／3)	都道府県、市町村、森林組合、NP0法人等	随時	予定する事業内容等をまとめ都道府県に提出	農林水産省 林野庁 整備課	－	p. 36
42	農業用水保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援	(112,828の内数)	(917,555の内数)	3／10 (沖縄2／3)	都道府県、市町村、森林組合、NP0法人等	随時	予定する事業内容等をまとめ都道府県に提出	農林水産省 林野庁 整備課	－	p. 36
43	絆の森整備事業	継続	市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援	(112,828の内数)	(174,614の内数)	1／3、 5／10	都道府県、市町村、森林組合、NP0法人等	随時	予定する事業内容等をまとめ都道府県に提出	農林水産省 林野庁 整備課	－	p. 36
44	森林総合利用推進事業	終了	－	－	29	－	－	－	－	－	1実施主体 29百万円の内数を交付決定済（共同提案）	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
45	有害生物漁業 被害防止総合 対策事業	新規 (終期 延長)	大型クラゲ等の有害生物について、日本 近海の出現状況調査、情報提供、改良漁 具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓 による大型クラゲ国際共同調査、トドの 効果的な追い払い方法の実証試験、出現 実態や生態の把握等を総合的に支援	(504の内数)	(578の内数)	定額、 1／2	特定非営利 活 動 法 人 水産業・漁 村活性化推 進機構	既存基金への造成 であり公募は実施 しない	－	農林水産省 水産庁増殖 推進部 漁場資源課	1実施主体 376百万円 交付決定済	p. 37
46	漁場機能維持 管理事業のう ち漁場漂流・漂 着物対策促進 事業	新規	漁業系資材のリサイクル技術の開発・普 及や現場での実証試験及びコンサルティ ング、使用済漁業系資材の実態把握及び 適正な管理・処分方法の検討並びに漂流 物等の回収・処分費用を助成	(44の内数)	(49の内数)	定額	(公募) 民間団体	公募開始:3月上旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月中旬	課題提案書を 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 水産庁増殖 推進部 漁場資源課	－	p. 38
47	水産業体質強 化総合対策事 業のうち再編 整備等推進支 援事業	継続	資源水準に見合った漁業体制の構築を 推進するため、資源管理計画に基づき漁 業者が自主的に行う減船等の取組を支援	100	125	定額	特定非営利 活 動 法 人 水産業・漁 村活性化推 進機構	既存基金への造成 であり公募は実施 しない	－	農林水産省 水産庁漁政 部企画課水 産業体質強 化推進室	1実施主体 125百万円 交付決定済	p. 39
48	安全な漁業労 働環境確保事 業のうち安全 な漁業労働環 境確保事業	新規	漁船の労働環境の改善や海難の未然防止 等について知識を有する「安全推進員」 を養成する講習会を支援。	16	－	定額	(公募) 民間団体等	未定	課題提案書を 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 水産庁企画 課		p. 40
49	漁場機能維持 管理事業のう ち韓国・中国等 外国漁船操業 対策事業	継続	外国漁船の操業により影響を受けている 漁業者が、外国漁船の投棄漁具等を回 収・処分する取組等を支援	2,917	2,252	定 額 (1/2、 以内、 2/5 以 内、1/3 以内)	(公募) 民間団体	公募開始:3月上旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月中旬	課題提案書を 作成の上、照会 窓口へ提出	農林水産省 水産庁資源 管理部漁業 調整課	1実施主体 2,252百万円 交付決定済	p. 41

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへ の実績	備考
50	漁場環境・生物 多様性保全総 合対策事業の うち木材利用 を促進する増 殖技術開発事 業	継続	地域において産出される木材の持続的な 利用に取り組む団体を対象に、増殖礁の 技術開発及び実証試験に対する支援	(154の内数)	(203の内数)	定額	(公募) 民間団体等	公募開始:3月上旬 公募締切:4月上旬 選定期間:4月中旬	課題提案書等 作成の上、照会 窓口に提出	農林水産省 水産庁漁港 漁場整備部 整備課	—	p. 42
51	内水面漁業振 興対策事業	継続	資源の造成を効果的に展開するため、 内水面の水産資源の生息環境の改善やカ ワウ・外来魚駆除に向けた取組等を支援	352	210	定額、 1/2	(公募) 民間団体等	公募開始:3月上旬 公募締切:3月中旬 選定期間:3月中旬	課題提案書等 作成の上、照会 窓口に提出	農林水産省 水産庁増殖 推進部栽培 養殖課	—	p. 43
52	水産多面的機 能発揮対策事 業	新規	水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮の ため、漁業者等が行う多面的機能の発揮 に資する活動に対し支援	(3,360の内数)	—	定額	地域協議会 (地域協議 会から保全 活動を行う 活動組織 (NPO法人 も構成員と なることが 可能)に対 し、交付金 を交付)	随時	漁業者等で活 動組織を構成 し、保全活動の 採択申請書等 作成の上、地域 協議会へ提出	農林水産省 水産庁漁港 漁場整備部 計画課	—	p. 45

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NP0へ の実績	備考
53	新規漁業就業者総合支援事業（漁業就業者確保・育成対策事業）	名称 変更	就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援	—	(396の内数)	定額	一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター	既存基金への造成であり公募は実施しない	—	農林水産省 水産庁企画課		24年度予備費から基金化
54	漁船・遊漁船等安全対策事業のうちサバイバル事業及び漁船員のスキルアップ等事業	終了	漁業者等の安全確保を目的とし、サバイバル訓練や海難防止講習等を支援	—	18	定額	—	—	—	農林水産省 水産庁企画課	水産業・漁船 活性化推進 機構 12百万円 交付決定済	
55	水産業体質強化総合対策事業のうち漁業構造改革総合対策事業	継続	高性能漁船と高度な品質管理手法の導入等により、漁業の収益性を高める取組を支援	—	3,000	定額	特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構	既存基金への造成であり公募は実施していない	—	農林水産省 水産庁資源 管理部漁業 調整課	1実施主体 8,000百万円 (予定)	

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	25 年度予算額 (百万円)	24 年度予算額 (百万円)	補助率	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24 年度 NP0 へ の実績	備考
56	環境・生態系保 全活動支援事 業	終了	国民への水産物の安定供給と藻場・干潟 等の有する公益的機能の維持を図るた め、漁業者や地域の住民等が行う藻場・ 干潟等の保全活動を支援	—	(361 の内数)	定額	地域協議会 (地域協議 会から保全 活動を行う 活 動 組 織 (NP0 法人 も構成員と なることが 可能) に対 し、交付金 を交付)	—	—	農林水産省 水産庁漁港 漁場整備部 計画課	—	
合計 (内数事業を除く)		—	—	38,561 (増減額) △25,038 (増減率%) △39.4%	63,600	—	—	—	—	—	—	—

(注) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

日本の食を広げるプロジェクト

【3, 984（一）百万円】

対策のポイント

国内外の市場を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等を推進します。

<背景／課題>

- ・食料自給率及び食料自給力の維持向上を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要です。
- ・国内外では、教育、健康・福祉、観光や文化等多様な面からも日本の「食」への関心が高まっています。
- ・国内外の市場を目指して、国産農林水産物・食品の消費を拡大していくためには、現場の発想と多様な面からの関心を捉え、様々なモノ・サービスと結びつけつつ、進めていく必要があります。

政策目標

- 食料自給率の向上に資するよう国産農林水産物の消費拡大を促進
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(4,511億円（平成23年）→1兆円水準（平成32年）)

<主な内容>

食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけるなどし、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等に取り組みます。

委託費、補助率：定額、1／2
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房政策課食ビジョン推進室(03-6738-6120(直))]

日本の食を広げるプロジェクト H25新規

1. 趣旨

国内外の食に対する多様な関心の高まりを活用して国産農林水産物の消費拡大を図るため、国内外の市場を目指して、現場発の自由な発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結びつけつつ、地産地消、国産消費の拡大、日本食・食文化の発信による輸出の促進等を図り、もって食料自給率及び自給力の維持向上等に資する。

(1)地産地消型:地産地消の取組により地域での消費拡大を推進

(2)全国展開型:地域での地産地消等消費拡大の取組を全国的に展開

(3)海外展開型:海外における国産農林水産物・食品の消費拡大の取組により輸出を促進

2. 予算規模 40億円

3. 事業採択

国産農林水産物の消費拡大を図る事業を事業毎に採択する。その際、以下の取組を優先して採択する。

(①生産者、消費者等からの提案に基づくなど現場発の発想が踏まえていること、②多様な事業体、モノやサービスと結合していること。)

4. 事業実施主体

民間団体等(委託費、補助(定額、1/2))

(1)地産地消型

○事業内容:メニューコンテスト等による商品開発、販路開拓、人材育成、情報交換、購買促進、現地検討会 等

○具体取組例

- ・地域における幅広い品目・サービスによる地産地消の取組
- ・ジビエ、伝統作物の普及促進
- ・消費者の購買促進のための取組への支援
- ・教育や観光との連携による地産地消の取組
- ・病院・高齢者等への配食サービスにおける地産地消の取組 等

(2)全国展開型

○事業内容:プロジェクト検討、国内での商談、見本市への出展、人材育成、情報交換、普及イベント・セミナー 等

○具体取組例

- ・地産地消の全国的なネットワーク化の取組
- ・幅広い品目について、生産者と消費者が連携した消費拡大のための全国的な取組
- ・消費者の発想に基づく米粉等の全国的な普及・啓発の取組 等

(3)海外展開型

○事業内容:プロジェクト検討、国内外での商談、海外見本市への出展、人材育成、情報交換、普及イベント・セミナー、日本食の実践 等

○具体取組例

- ・料理人、日本食と食文化を組み合わせた海外展開拡大に向けた取組
- ・地域の事業者による生産・流通等がセットになった海外展開の取組
- ・飲食、物販、旅行、文化も含めた「食に関する場」の海外展開
- ・海外展開のためのブランド確立に向けた取組 等

「地域」から「日本全国」、「世界」へ

農林水産政策研究調査委託費

【 8 3 (9 1) 百万円】

対策のポイント

行政部局からの政策研究ニーズに対応していくため、公募方式により大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用した研究を推進します。

<背景／課題>

・農林水産政策に係る研究については、政策研が行政部局との連携を図りながら、その時々行政上の課題に即した研究テーマ（課題）を設定し、関係部局と一体になって実施しています。他方、現在、国内外で農林水産業、農林水産政策に大きな影響を与える環境の変化が生じているところであり、新たな視点や長期的視点に立った政策研究の充実も求められています。

政策目標

農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を行政部局に提言

<主な内容>

1. 長期的視点から農林水産政策の企画立案・推進に必要な研究のうち、専門性等の観点から、外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と考えられるものについて、研究課題の公募を行い、外部専門家等による審査を経て採択された課題に対し委託研究を実施します。
2. 研究の実施中は、政策研の所員がプログラムオフィサーとして進行管理を行うほか、必要に応じ助言・指導等を行います。
3. 研究の実施段階（２年度目）には中間評価、研究の終了後には事後評価を行います。

農林水産政策研究調査委託費 8 3 (9 1) 百万円

事業実施主体：大学、民間団体等

お問い合わせ先：農林水産政策研究所

(0 3 - 6 7 3 7 - 9 0 4 6 (直))

農場生産衛生向上体制整備促進事業費（継続）

【15（18）百万円】

対策のポイント

HACCPの考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（農場HACCP）を推進し、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼確保を図ります。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性を向上させるためには、個々の生産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等によるリスクを低減し、健康な家畜・畜産物を生産することが重要です。
- ・生産農場における衛生管理に、危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を採り入れ、家畜の飼養者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場HACCP）の取組を推進することが必要です。

政策目標

農場HACCPに取り組む農場を全国的に拡大
（平成19年度：約2,000戸→平成25年度：約5,000戸）

<内容>

1. 事業内容

（1）生産から消費まで一体となった高度衛生管理の取組支援

農場HACCPが行われている農場を中心として加工・流通業者等関係者が一体となった高度な衛生管理を行う取組に対し、協議会の開催費やモニタリング経費等を支援します。

（2）農場指導員の養成

認証取得を促進するための農場指導員を養成します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成19年度～25年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292（直））]

地域における日本型食生活等の普及促進（拡充）

【消費・安全対策交付金2,096（2,606）百万円のうち352（12）百万円】

対策のポイント

農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」や地域の食育関係団体のネットワーク化等、地域に根ざした食育活動に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。
- ・農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきましたが、①食の重要性についての認知は広がってきているものの、バランスの良い日本型食生活等の実践には至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

<主な内容>

1. 事業内容

食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーク作りへの支援を行います。また、食に対する感謝の念を深めていく上で必要な農林漁業に関する理解の増進を図るため、農林水産物の生産の場における食育活動を支援します。

【支援の対象となる活動の例】

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供
- ・農林漁業者等による食育活動

- | | |
|-----------|-----------------|
| 2. 事業実施主体 | 都道府県、市町村、農業者団体等 |
| 3. 交付率 | 定額（1/2以内） |
| 4. 事業実施期間 | 平成18年度～26年度 |

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

6次産業化支援事業

【1, 443(3, 639) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消等の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業者等の新商品開発・販路開拓や、農林水産物の高付加価値化等に必要な機械・施設の整備等を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化推進支援事業

741(1, 445) 百万円

(1) 地域段階支援

農林漁業者等による6次産業化、農商工連携、地産地消等の取組を推進するため、地域の農林漁業者等による計画づくりや新商品開発・販路開拓、農林漁業者等を対象とした技術研修、異業種との交流会の開催などの取組を支援します。

(2) 全国段階支援

中央6次産業化サポートセンター(仮称)において、6次産業化の専門人材の育成、経営の発展段階に即した個別相談等を実施し、農林漁業者等による6次産業化等の取組を支援します。また、販路開拓の機会を創出する商談会・フェアの開催等への支援や取組の推進に必要な情報提供等を行うとともに、県域を超える広域で多様な事業者が連携しネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓等について支援します。

補助率：定額、1／2以内
〔六次産業化・地産地消法等の認定者へは2／3以内〕
事業実施主体：民間団体等

2. 6次産業化整備支援事業

702(2, 194) 百万円

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援するとともに、広域で取り組む6次産業化ネットワークによる取組に必要な大規模な加工施設等の整備を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先： 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063 (直)))

知的財産の総合的活用の推進 [新規]

【128(0) 百万円】

対策のポイント

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、地理的表示保護制度の導入に向けた取組、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農林漁業と流通、食品、観光、輸出などの新結合による新たな起業に向けたネットワーク作りを通じた6次産業化の本格的な事業展開を推進するに当たっては、農山漁村の持つ知的財産として地域ブランド製品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組を一層強化することが重要です。
- ・一方、中国等において、第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題が生じており、我が国の農林水産業に影響を与えかねない重大な問題であるため、引き続き、諸外国における監視等を行う必要があります。

政策目標

隠れた知的財産の発掘・活用による売上げ拡大
(3年間で5億円の売上げ増)

<主な内容>

1. 知的財産総合活用事業

育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド製品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用した加工食品の開発、観光業の振興及び輸出の促進等により地域振興を図る新たなビジネスモデルを構築する取組において、地域における協議や市場調査、専門家への相談等の取組を支援します。

2. 知的財産発掘・活用推進事業

知的財産発掘・活用全国協議会を設置し、大手流通業バイヤー等へのアンケート調査等により、知的財産の総合的なデータベースを構築するほか、地域協議会を設置し、地域情報の調査や知的財産の活用に向けた地方相談会の開催等を行います。

さらに、地理的表示保護制度の検討の基礎とするため、必要となる地域と製品の結びつきに係る認定スキーム等について、産地への現地調査等を行います。

3. 知的財産活用型新産業推進モデル事業

伝統野菜などの地方の知的財産とIT等の異業種との連携による新たな農業展開や特別な燻製による保存方法など地方に埋もれた知的財産の他地域への展開といった取組のほか、地球温暖化に対応した野菜の新品種の開発を支援します。

4. 知的財産を活用した国際展開の推進

我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願される問題に対し、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、監視強化等を実施するとともに、育成者権や商標権等の知的財産をセットで保護することによりロイヤリティー収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスの普及を実施します。

また、海外への輸出を図る農産物のDNA品種識別技術及び産地判別技術の実用化に取り組み、品種保護を図る取組を支援します。

＜事業実施主体＞ 民間団体等

＜補助率＞ 1の事業：1／2以内
2の事業：定額
3、4の事業：定額、1／2以内

＜事業実施期間＞ 平成25年度～平成27年度

（お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課
1～4（DNA品種識別技術を除く）の事業（03-6738-6442（直））
4（DNA品種識別技術）の事業（03-6738-6444（直））

農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

【165（一）百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。

政策目標

再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を5年後に全国100地区実現

<主な内容>

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します。

1. 地域における活動への支援

150（一）百万円

発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体、地方公共団体）

2. ワンストップ窓口（専門家・団体による各地域へのサポート）の設置

15（一）百万円

発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など、発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポートを行う取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507（直））

食品産業環境対策推進事業

【106(一) 百万円】

対策のポイント

食品廃棄物対策を新たなステージへ進展させるため、高付加価値の国産肥飼料化やバイオガス化等の地域活性化につながる新たな食品リサイクルシステムの構築や食品廃棄物等の発生抑制を図るとともに、民間提案を活かした改善の取組等による中小企業にも取り組みやすい地球温暖化・省エネルギー対策の促進を支援します。

<背景／課題>

震災・原発事故に伴う電力需給のひっ迫や燃料価格が高騰する中、中小企業の多い食品関連事業者が排出する食品廃棄物の肥飼料・エネルギーへの有効利用や省エネルギー等の促進は喫緊の課題となっています。

また、食品廃棄物等のエネルギー利用とともに食品廃棄物の発生抑制やCO₂排出削減に率先して取り組むことは、原料が農産物であり他産業に比べ環境の影響を受けやすい食品産業において重要であることから、食品産業のさらなるグリーン化を通じて循環型社会の形成を推進します。

政策目標

○地球温暖化防止に資するため、「バイオマス活用推進基本計画」に定めるバイオマスの利用率目標について、食品廃棄物の目標約40%(2020年度目標)の達成に寄与

<主な内容>

1. 食品廃棄物対策新ステージ展開事業 86(一) 百万円

(1) 食品廃棄物対策環境整備(全国推進)(補助事業) 19(一) 百万円

国産肥飼料やバイオガス等のリサイクルに適した分別手法の調査・普及、マッチングによる新たな食品リサイクルを推進するとともに、消費者の意識の喚起や企業の枠を超えた話し合いによる商取引慣行等の改善による食品廃棄物等の発生抑制の調査・普及等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

(2) 食品廃棄物対策実践事業(地域推進)(補助事業) 27(一) 百万円

① 新たな食品リサイクル推進事業 15(一) 百万円

農畜産物のブランド化等に資する高付加価値の肥飼料化やバイオガスのエネルギー利用等の地域活性化につながる新たな食品リサイクルのシステムづくりを支援します。

（補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等）

[平成25年度予算の概要]

② 食品廃棄物等削減推進事業

12 (一) 百万円

関係者の責任を明確にしたルールに則ったフードバンク活動等、食品ロスの削減や過剰包装の削減活動の構築に必要な具体的検討等を支援します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体等)

(3) 食品産業リサイクル状況等調査事業 (委託事業)

40 (一) 百万円

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等に基づく点検指導等の効率化を図るためのデータベースの整備及びリサイクルの進捗状況に関する調査等を実施します。

(事業実施主体：民間団体)

2. 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 (補助事業)

20 (一) 百万円

低炭素社会づくりの推進に向けた新たな地球温暖化の国内対策等を踏まえ、中小企業が多い食品関連事業者による取組を戦略的に普及促進するとともに、震災を契機に見直されている国民の「もったいない」意識をフードチェーンにおける民間提案を活かした改善につなげ、中小企業にも取り組みやすい地球温暖化・省エネルギー対策を促進する取組を支援します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体等)

(お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課
1の事業 食品リサイクル班 (03-6744-2066 (直))
2の事業 環境対策班 (03-6744-2067 (直)))

食品産業グローバル革新支援事業 [新規]

【370(0) 百万円】

対策のポイント

食品産業事業者が中小企業等の金融支援スキームの活用等により海外展開を行う取組や、品質管理体制の強化等食品産業事業者の国内基盤強化のための取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農業・食料関連産業は、我が国最大の産業分野の1つ（国内生産額の11%、95.3兆円）であり、その潜在的成長力を顕在化させ、市場規模の拡大を図ることが急務となっています。
- ・このため、我が国経済の急速なグローバル化の流れに、食品産業が対応し、持続的に発展していくため、急成長する新興国等の市場への海外展開を推進するとともに、国際的に通用する品質管理体制の強化等の国内基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

2020年の食品関連産業の市場規模を120兆円に拡大する

<主な内容>

1. 海外展開活動推進事業

中小企業経営力強化支援法等の金融支援スキームを活用するなど、意欲ある企業の取組をソフト面から支援するため、情報の受発信や課題解決に向けたネットワークの構築等を実施します。

(1) 海外展開事例等情報収集・発信事業

26(0) 百万円

潜在力を持つ食品産業事業者の海外展開につながるような成功事例等の情報収集を行うとともに、総合的な情報サイトにおいてワンストップで情報発信を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

(2) 海外展開体制強化事業

17(0) 百万円

海外における食品産業特有の諸制度（食品安全、食品表示等）等について、中小食品産業事業者等を対象とする研修会を開催するとともに、異業種間を含め、フードシステムとして海外展開を推進する際のマッチング支援を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

(3) 現地ネットワーク構築事業

10(0)百万円

海外展開を行った食品産業事業者による現地ネットワーク化を行い、各企業が抱える諸問題の共有と解決に向けての検討や関係方面への働きかけ等を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. グローバル革新条件整備事業

(1) 食品の品質管理体制強化対策事業

281(0)百万円

衛生管理・品質管理の基盤となる事項(施設・設備及び作業の衛生管理事項等について定めたもの)の整備・普及とHACCP導入支援を一体的に実施します。

補助率：定額、1/2額、委託費
事業実施主体：民間団体等

(2) 国際標準化推進事業

25(0)百万円

食品に関するISO等国际規格をめぐる諸外国の情勢等の把握とともに、関連国際会議において諸外国と連携を図りながら、我が国の食品産業の実態に即した国際標準の原案作成に関する検討等を行います。

補助率：委託費
事業実施主体：民間団体等

(3) 食品規格等統一・調和事業

11(0)百万円

諸外国における食品の国内規格・基準等について調査を行うとともに、これらの統一・調和を図るためのワークショップを開催します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1及び2(3)の事業

食料産業局輸出促進グループ(03-6744-1502(直))

食料産業局食品小売サービス課(03-3502-5741(直))

2(1)及び(2)の事業

食料産業局企画課(03-3591-8654(直))

緊急時におけるサプライチェーン確保対策 [新規]

【51(0) 百万円】

対策のポイント

食品のサプライチェーンを構成する事業者間の協定の締結を推進するとともに、災害に強いサプライチェーンを確保するための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災では、被災地はもとより、バックアップ機能を発揮すべき関東地方においても、食料供給の停滞により社会的混乱が発生したところです。
- ・このため、緊急時に備えて、サプライチェーンを構成する食品産業事業者間で締結された協定の実効性を確保するためには、演習を実施することにより、緊急事態における詳細な手順の確認を行うとともに、協定の検証・見直しを恒常的に行う必要があります。
- ・特に、近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害発生時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品サプライチェーンにおける事業者間の相互協力体制の構築が急務となっています。

政策目標

- 事業終了翌年度（26年度）に流通量の2割に当たる事業者の演習の実施を通じて緊急時における食料の安定供給に資する
- 災害時にも食品サプライチェーンを維持するための事業者間協定の締結数の増加

<主要内容>

1. 緊急時における食料の安定供給対策事業

17(0) 百万円

サプライチェーンを構成する食品産業事業者間で締結された協定の実効性を確保するため、複数の事業者が共同で演習を実施するためのマニュアルを作成します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

2. 災害に強い食品サプライチェーン構築事業

34(0) 百万円

近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域（3箇所）において、災害時にも消費者への円滑な食料供給ルートを確保するため、食品産業事業者等が災害時の食品流通に関する協定を締結するとともに、同協定に基づく調達や輸送のバックアップなどのシミュレーションを行う取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 大臣官房食料安全保障課（03-6744-1398（直））

2の事業 食料産業局食品小売サービス課（03-3502-7659（直））

緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

【361(1, 387) 百万円】

対策のポイント

農林漁業・農山漁村に関連する豊富な資源を活用する農林漁業者と異業種の事業者との連携により、農山漁村地域における新産業の創出に貢献します。

<背景／課題>

- ・農林水産業・農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等厳しい状況にありますが、農林水産物をはじめ自然エネルギー等の資源が豊富に存在しています。
- ・これらの資源を活用した農林漁業者と異業種の事業者との新結合を推進することにより、平成32年度までに6次産業化の市場規模を10兆円とする目標実現に貢献し、農林漁業者の所得を増大させ、地域に根ざした農林漁業の活性化を図ることが必要です。

政策目標

農林漁業の成長産業化に必要な政策シーズ構築による6次産業化の市場規模拡大への貢献
(約1兆円(22年度)→3兆円(27年度)→10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業

食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、市場調査等に基づき、新たな総合戦略を策定します。

2. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

(1) 事業化可能性調査

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施を支援します。

(2) 新技術等の開発実証

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新たなサービスについて、実用化に向けた新技術等の実証支援を行います。

3. 新事業創出に必要な革新的技術の導入支援

(1) 新需要創造支援事業

農作物の機能性成分等を活用した新食品・新素材の商品化プランの策定や有効性・安全性の情報発信を支援します。

(2) AIシステム実証事業

AI(アグリインフォマティクス)システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にある技術の実証を支援します。

<事業実施主体> 民間団体等

<補助率> 1の事業：定額(委託)
2(1)の事業：定額、(2)の事業：2/3、1/2
3(1)の事業：定額、1/2、(2)の事業：定額

<事業実施期間> 平成22年度～平成26年度

[お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課 (03-6738-6317(直))]

農業生産工程管理（GAP）の普及推進

【消費・安全対策交付金 2,096（2,606）百万円の内数】
【産地活性化総合対策事業 2,271（5,288）百万円の内数】
【東日本大震災農業生産対策交付金
10,427（2,899）百万円の内数】

対策のポイント

食品の安全性等を向上し、需要者や消費者の信頼を確保するため、高度な取組内容を含むGAPの普及を推進します。

<背景／課題>

- ・GAPの導入産地は毎年着実に増加しており、平成23年3月末現在、2,194産地（福島県を除く）がGAPを導入しています。
- ・食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するためには、高度な取組内容を含む「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」に則した取組を行うことが必要です。
- ・また、近年、農産物価格の低迷、肥料の高騰等により、食料供給力の持続性が減退している産地が増大している中で、GAPの実践により産地の収益力を向上させる取組が必要です。
- ・さらに、被災により生産を休止したり風評被害を受けた産地においては、需要者や消費者の信頼の回復を目指したGAPの実践が期待されています。

政策目標

平成27年度までに

- ・GAP導入産地 3,000産地
- ・ガイドラインに則したGAP導入産地 1,600産地

<主な内容>

1. GAPの普及推進

（1）都道府県等におけるGAPの普及推進

ガイドラインに則したGAPの導入を進めるため、都道府県における推進方針の検討や、普及組織を対象とした指導者の育成、普及組織による産地への指導等を支援します。また、GAPに関する情報提供により、産地の取組を支援します。

（2）産地におけるGAPの導入支援

産地での研修会の開催や取組に必要な分析・実証、取組を支援するソフトウェアの活用を支援します。

2. 被災地における産地ブランドを再興するGAPの導入支援

津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応した高度なGAPの導入を支援します。

[お問い合わせ先：生産局農産部技術普及課（03－6744－2435（直））]

2. 有機農業の推進

【生産環境総合対策事業（有機農業総合支援）

49（67）百万円】

【産地活性化総合対策事業（有機農業推進分）

2,271（5,288）百万円の内数】

対策のポイント

有機農業への参入支援、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組を推進するとともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援します。

<背景／課題>

有機農業推進法に基づき、有機農業の一層の拡大を図るために、**有機農業技術の確立・普及、安定供給の確保**の推進が必要であるとともに、有機JAS認定農産物の**流通の更なる拡大**を促進するため**実需者の有機農産物への理解促進や供給力拡大**の取組が求められています。

政策目標

有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに50%増加

<主な内容>

1. 全国段階での有機農業の総合的な支援

- ① 地方公共団体における有機農業の参入受入体制の整備を促すため、有機農業先進事例の調査や、有機農業が地域に定着することによる経済的波及効果について収集・分析を推進します。
- ② 全国の有機農業の標準的栽培技術の体系化を推進します。また、有機農業等の普及のため、優良な取組事例や技術情報を発信します。
- ③ 有機農産物の流通の更なる拡大を促進するため、実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催、生産者向けの販売戦略に関する情報提供等を推進します。

生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援
49（67）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 有機農業に取り組む産地の供給力拡大対策

有機農業に取り組む産地の供給力拡大に向け、産地が策定した産地供給力拡大プログラムに基づく①産地販売力強化、②安定供給力強化、③有機農業者育成力強化の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち
有機農業供給力拡大地区推進事業
2, 271 (5, 288) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：有機農業供給力拡大協議会

3. 有機農業の推進に必要な施設の導入支援

有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給等を行うための機械施設のリース方式による導入を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち
農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)
2, 271 (5, 288) 百万円の内数
補助率：物件購入相当の1/2以内
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-6744-2114(直))]

女性・高齢者等活動支援事業

【196(200)百万円】

対策のポイント

- 地域農業の活性化や6次産業化で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を支援します。
- 高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを支援します。

<背景／課題>

- ・女性 は 農業就業人口の51% (H24) を占め、地域農産物を活用した起業活動等の取組を通じて、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしています。
- ・地域農業の活性化や6次産業化の推進に当たっては、女性の能力の積極的な活用が不可欠であり、地域で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を支援することが重要です。
- ・また、農業委員 (同5.7% (H23))、農協役員 (同4.4% (H23)) など地域の政策・方針決定の場への女性の登用割合は依然として低く、女性の参画を一層の促進することが必要です。
- ・農業就業人口の60% (H24) が65歳以上となっている中で、農業・農村の活性化に高齢農業者の有する豊富な技術や経験を活かすことが求められています。
- ・農業の持つ心身機能の回復等の多面的な機能が注目されており、これら機能を活用した障害者の農業・農村で活躍できる環境づくりが重要となっています。

政策目標

- 地域農業の活性化や6次産業化における女性の能力の活用
- 農業委員及び農協役員について、女性のいない組織の解消 (H25年度まで)
〔農業委員会 1,793委員会のうち女性委員のいない委員会890 (H20年度)
農協 818農協のうち女性役員のいない農協535 (H19年度)〕

<主な内容>

1. 女性経営者発展支援事業

105(105)百万円

地域で活躍する女性経営者の飛躍的な発展を支援するため、女性経営者相互のネットワークの形成や異業種・民間企業との交流・情報交換の場となる地域段階でのワークショップの開催、全国レベルの情報交換による女性経営者の声の集約等の取組を推進します。

2. 男女共同参画加速化事業

55(58)百万円

農山漁村の男女共同参画への理解・気運醸成を図り、女性農業者等の地域への参画を一層促進するため、意識啓発等に係る研修やシンポジウムの開催等の取組を支援します。

3. 農村高齢者活動支援事業

22(23)百万円

農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、高齢者が新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援します。

4. 障害者就労支援事業

13(14)百万円

農業分野における障害者就労を推進するための仕組みや組織づくり、農業側と福祉側とのマッチング、普及・啓発等の取組を支援します。

{	女性・高齢者等活動支援事業	196(200)百万円
		補助率：定額、2/3
	事業実施主体：協議会、NPO法人、任意団体等	

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6600(直))]



女性・高齢者等活動支援事業



女性や高齢者、障害者といった地域の多様な人材が農業・農村でいきいきと活躍できる環境づくりに向けた取組を支援します。

女性経営者発展支援事業

地域で活躍する女性経営者のネットワークづくりを支援します！



【事業内容】

- 地域段階における異業種経営者等を交えたワークショップ、交流会の開催及び参加者を中心とした地域ネットワークの形成・発展
- 全国段階における全国レベルのネットワークにおける取組の充実・発展等の取組に要する経費を助成します。

男女共同参画加速化事業

女性農業者の経営・社会参画を進めるための取組を支援します！

【事業内容】

- 男女共同参画に関する理解や気運醸成を図り、女性農業者等の経営・社会参画を促進するためのブロックレベルの研修会開催等の取組に要する経費を助成します。

農村高齢者活動支援事業

農村高齢者の能力を地域に活かす取組を支援します！



【事業内容】

- 技術や経験が豊富な高齢農業者による新規就農者等地域の農業者の育成や技術指導の実施等の取組に要する経費を助成します。

障害者就労支援事業

農業分野への障害者就労を進めるための取組を支援します！

【事業内容】

- 農業分野での障害者就労を推進するための仕組みづくりや組織づくり、農業側と福祉側とのマッチング、研修会の開催等の取組に要する経費を助成します。

事業実施主体：協議会、NPO法人、任意団体等

新規就農・経営継承総合支援事業

【23, 877（13, 574）百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、40歳未満の若い就農者は1万4千人（平成23年）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

<主な内容>

1. 新規就農者確保事業 23, 282（12, 980）百万円

（※うち青年就農給付金事業：17, 490百万円）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）します。

2. 農業者育成支援事業 595（595）百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援します。

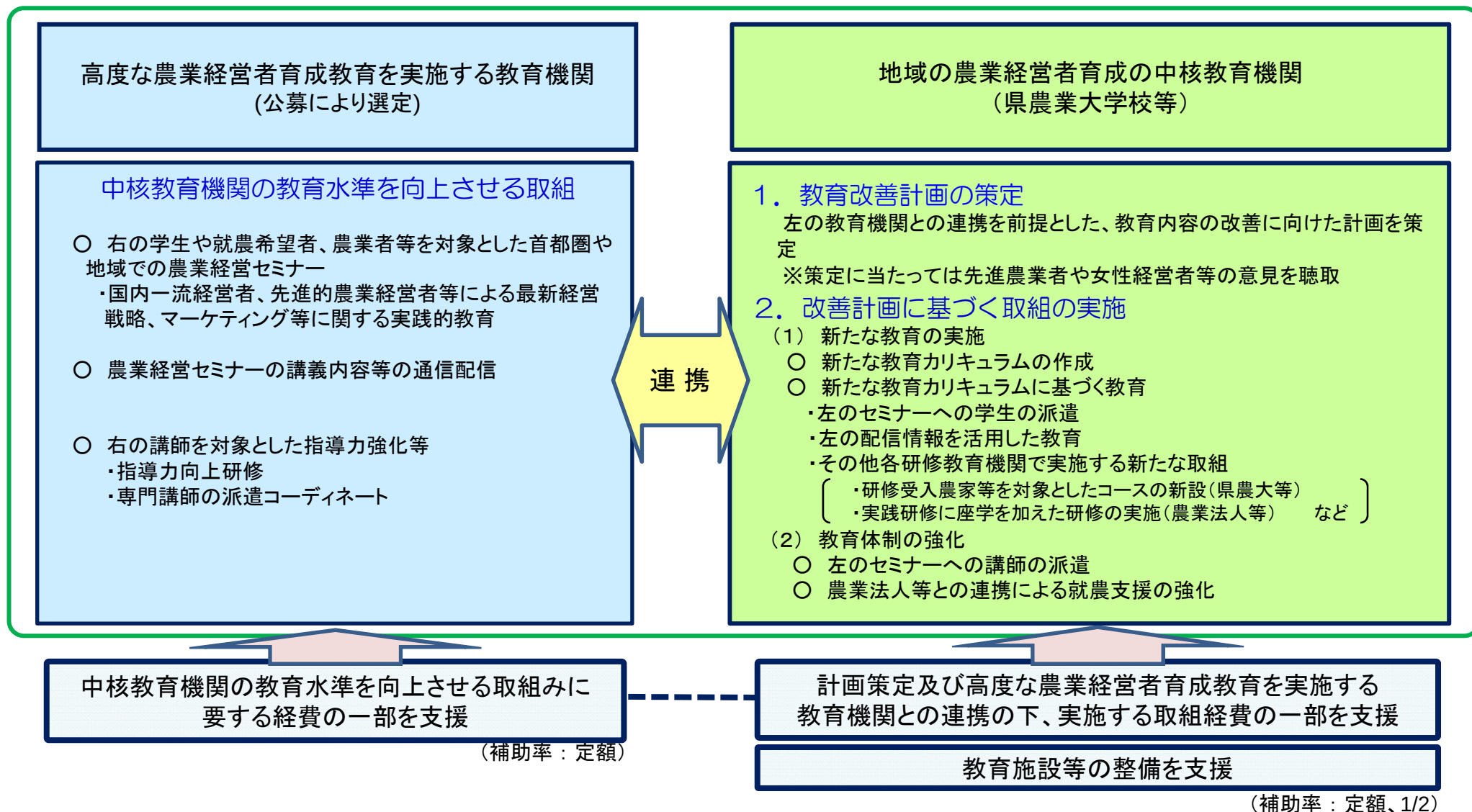
また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施を支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））]

○ 農業経営者育成教育機関に対する支援

- 就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関へ支援を実施



耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 4, 517 (3, 513) 百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、**荒廃した耕作放棄地を解消（6千haの解消（25年度））**

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

〔補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

都市農村共生・対流総合対策交付金〔新規〕

【1,950（一）百万円】

対策のポイント

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。

＜背景／課題＞

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このような状況を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要です。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体を各地で立ち上げ、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援していく必要があります。

政策目標

全国300地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

＜主な内容＞

1. 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限800万円 等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等）

2. 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり250万円）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等）

3. 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

（補助率：1／2等（1地区当たり上限2,000万円、上限なし）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村等）等）

4. 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等）

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課 （03-3502-5946（直））
農村振興局中山間地域振興課 （03-3502-6005（直））

「農」のある暮らしづくり交付金〔新規〕

【550（一）百万円】

対策のポイント

都市及び都市近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりを推進します。

＜背景／課題＞

- ・社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが高まっています。
また、東日本大震災を経て、防災の観点からも都市とその近接地域の農地を維持・活用すべきとの主張が広がっています。
- ・しかしながら、現状において、住民が「農」にかかわる機会は十分に確保されておらず、また、都市農地を地震や水害への備えとして活用する取組も遅れています。
- ・このため、都市やその近接地域において「農」を楽しめる暮らしづくりを推進していく必要があります。

政策目標

都市的地域における市民農園の区画数の拡大
(15万区画(23年度)→20万区画(29年度))

＜主な内容＞

1. 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等）

2. 「農」のある暮らしづくり整備対策

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（市民農園、屋上・河川敷菜園、障害者雇用農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援します。

（補助率：1/2以内
事業実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等）

3. 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援します。

（補助率：定額（1件当たり上限1,000万円）
事業実施主体：民間団体、NPO等）

（お問い合わせ先：
農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033（直）））

日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業（継続）

【平成25年度概算決定額 87,854（108,000）千円】

事業のポイント

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

<背景／課題>

我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

政策目標

- ・企業による森林（もり）づくり活動実施箇所数が前年より増加
- ・森林（もり）づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数が前年より増加
- ・「木づかい運動」への参加団体数を、277団体（平成22年度末）から平成27年度末までに400団体に増加

<内容>

1. 森林づくり活動や木づかい運動等による総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発を行います。

2. 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

[担当課：林野庁研究・保全課、木材利用課]

途上国持続可能な森林経営推進事業（新規）

【82（0）百万円】

事業のポイント

企業、NGO等多様な主体による海外森林保全活動を推進するために、情報整備や人材育成、プロジェクト形成調査支援、実証活動を通じた森林造成・保全技術の開発と普及を行います。

<背景／課題>

- ・ **持続可能な森林経営**の推進は、1992年の地球サミットで「森林原則声明」が採択されて以降、地球規模の重要な課題として認識され、その実施に向けて国連等の場で継続的に議論が行われてきました。
- ・ 持続可能な森林経営の推進を阻む原因は地域ごとに異なりますが、根本的な要因として世界人口の増加や貧困問題等の社会経済問題が背景にあるほか、森林の農地等への転用、焼畑移動耕作、過放牧や薪炭材等の過剰採取、更新困難地における**技術の不足**等、地域に応じて様々な要因が複雑に絡み合っているのが実情であり、当該途上国政府による適切な森林・林業政策の下で、**地域住民自らによる森林保全等の取組み**を促していくことが重要です。
- ・ こうした中、**先進国の知見や経験**を活かしながら、必要な**技術の開発**、**多様な主体による取組の推進**等多様な手法を組み合わせ、効果的な支援を行っていくことが課題となっています。

政策目標

1. 国際的な協調の下で開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の起点となり得る企業、NGO等による森林保全プロジェクトを事業終了までに25件以上形成する。
2. 砂漠化や水資源問題が深刻化する半乾燥地域における森林造成・管理手法の開発と普及に関し、事業対象地域周辺の農民に対して、森林造成・管理手法等に関するワークショップを行い、その内容を理解した農民が全参加者の80%以上となる

<主な内容>

1. 途上国森づくり事業

（1）海外森林保全参加支援事業

森林保全活動候補地に係る**情報整備**、**NGO等の活動支援**、途上国における**森林保全活動事例の収集・分析**、**情報共有のためのワークショップ**等の開催を行う。

（2）貧困削減のための森づくり支援事業

貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域で持続的な森林の利用を図るため、**実証活動**を通じて必要な技術を確認し、**技術指針**を作成、普及する。

（3）開発地植生回復支援事業

鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の植生を回復するため、**実証活動**を通じて必要な技術を確認し、**技術指針**を作成し、普及する。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成22年度～平成26年度

2. 森林・水環境保全のための実証活動支援事業

砂漠化や水資源問題が深刻化する**半乾燥地域**において、**水収支バランスに配慮した植林地選定手法**と**森林造成・管理手法**を開発し、その普及を図る。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成21年度～平成25年度

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03－3591－8449（直））]

森林資源総合利用指針策定事業（新規）

【平成25年度概算決定額 20,000（0）千円】

事業のポイント

森林資源を適正に管理しつつ、再生可能エネルギー利用を推進し、森林の多面的機能の発揮や山村活性化を図ります。

（背景）

- ・再生可能エネルギー資源が豊富に賦存する山村において、固定価格買取制度の導入を契機として、これら資源を活用することが山村地域の活性化にとって有効な手段となっています。
- ・今後、森林資源の再生可能エネルギー利用が本格化する段階を迎えたことから、森林資源を適正に管理しながら再生可能エネルギー利用としてののを促進し、森林の多面的機能の維持増進や山村活性化を図ることが重要です。

政策目標

木質バイオマス等利用量を平成27年度までに300万m³に増加

＜内容＞

1. 山村における再生可能エネルギー利用に関する調査
固定価格買取制度を受けて、再生可能エネルギー利用の導入が森林の持つ多面的機能の発揮や山村地域の活性化に与える影響を調査し、森林資源を適正に管理しつつ再生可能エネルギー利用を推進するための課題や適正な手法を検討します。
2. 森林資源総合利用指針の作成及び普及
1の調査、検討を踏まえて、地域振興に資する森林総合利用指針を策定し、それを全国に普及します。

＜補助率＞

定額

＜事業実施主体＞

民間団体

＜事業実施期間＞

平成25年度～26年度（2年間）

[担当課：林野庁計画課]

森林・山村多面的機能発揮対策[新規]

【3, 000 (一) 百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取組に支援します。

<背景／課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山の荒廃が進行しているため、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることが不可欠です。

政策目標

○全国1,200地域で地域の特性に応じて里山林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成25～27年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2, 985 (一) 百万円
地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織（活動組織）による里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

ア. 地域環境保全タイプ

- ・集落周辺の里山林と維持するための景観保全・整備活動、集落周辺での鳥獣被害の防止活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理
- ・侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組

イ. 森林資源利用タイプ

- ・里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用

ウ. 森林空間利用タイプ

- ・地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等

エ. 機材及び資材の整備

- ・上記ア及びイの実施のために必要な機材及び資材の整備

（補助率：定額（1/2相当）
（1組織当たり500万円を上限）
事業実施主体：地域協議会）

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15 (一) 百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動成果について、評価及び検証を実施します。

（補助率：委託
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先： 林野庁計画課 (03-3502-0048(直))]

森林・山村多面的機能発揮対策(新規)

【3,000(一)百万円】

背景

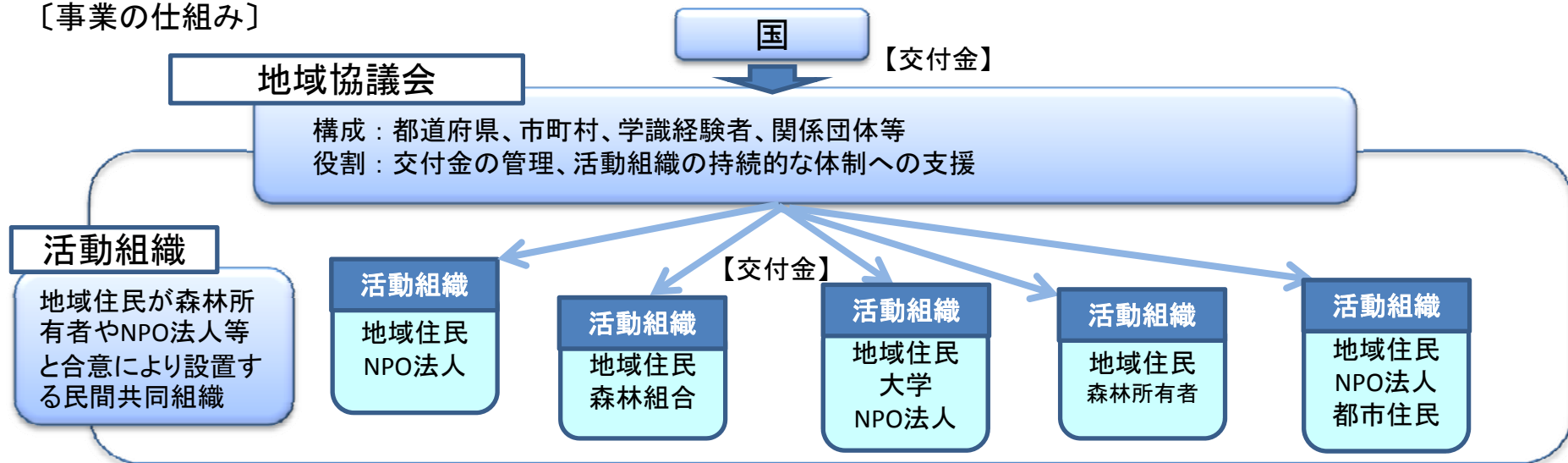
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。

事業

地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。

〔・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

〔事業の仕組み〕



支援対象となる活動組織の活動内容

地域環境保全タイプ		森林資源利用タイプ		森林空間利用タイプ
里山林景観を維持するための活動	侵入竹の伐採・除去活動	集落周辺の広葉樹の伐採・搬出	広葉樹を薪として利用	森林環境教育の実践

木質バイオマス産業化促進事業（新規）

【平成25年度概算決定額 558,623（0）千円】

事業のポイント

木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や、技術開発等を支援します。

<背景／課題>

- ・地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図ることが重要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づいた木質バイオマスの利用拡大に向けて、取組上の課題解決に向けた支援体制の構築や効率的な加工・利用システムのための新たな技術開発、木質バイオマス利活用施設等の整備を推進することが必要です。

政策目標

木質バイオマス利用量の増加（71.7万m³（23年度）→300万m³（27年度））

<内容>

1. 木質バイオマスの利用促進のための支援体制構築

未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた全国的な相談・サポート体制の確立に対し支援します。

2. 新たな木質バイオマスの加工・利用システムの技術開発等

- ① 未利用間伐材等を原料とする熱効率が低い新たな固形燃料や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、実証プラントの整備等に対する支援
- ② 木質バイオマス利活用施設等の整備に係る資金の借入に対する利子助成

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成25年度～27年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課、研究・保全課]

地域材供給倍増事業（継続）

【平成25年度概算決定額 553,724（1,018,205）千円】

事業のポイント

「木材自給率50%」を目指し、地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進を通じた、公共建築物や住宅等での地域材の一層の利用拡大、固定価格買取制度の下での木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万m³（23年度）→2,800万m³（27年度））
- 公共建築物の木造率の向上（8.3%（22年度）→24%（27年度））

<内容>

1. 連携等を通じた地域材供給体制の構築支援

品質・性能の確かな地域材を安定的かつ効率的に供給できるようにするため、中小製材工場等の水平連携等の構想作成、工務店と連携した建築部材の共通化、木製ガードレールほか多様な用途への供給体制の構築等に対して直接支援します。

2. 地域材利用拡大支援

地域材の利用を拡大するための取組に対して、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援
- ② 耐火性・耐震性を備えた地域材製品の開発支援、地域材を活用した住宅等での健康・省エネ効果の把握への支援等
- ③ 大規模木造建築物用の新たな地域材製品の生産技術開発等への支援
- ④ 海外での地域材の品質等の実証、合法木材の普及などを通じた地域材差別化・信頼性向上の取組への支援

<補助率>

定額、1／2

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成23年度～27年度（5年間）

【担当課：林野庁木材利用課、木材産業課】

森林管理・環境保全直接支払制度

【23, 193（28, 846）百万円】

対策のポイント

間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林は、資源が量的に充実しているものの、林業の低い採算性等から森林所有者の林業への関心が低下して、森林の適正な整備に支障を来し、森林の有する多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。
- ・また、森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・このため、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を行う者を対象に、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備等に対する支援を行います。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

森林環境保全直接支援事業

23, 193（28, 846）百万円

集約化を進め、利用間伐等やこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

（補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等）

※ 集約化施業の取組に必要となる森林情報の収集、森林の状況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動については、「森林整備地域活動支援交付金」により造成された既存基金を活用して支援します。

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））〕

環境林整備事業

【4, 500(447) 百万円】

対策のポイント

森林の多面的機能の発揮の観点から整備が必要な森林において、地方公共団体と森林所有者等との協定に基づいて行う広葉樹林化などを支援します。

＜背景／課題＞

- ・森林・林業を再生し、持続的な森林経営を確立するとともに、森林吸収源対策の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）の確保等を図る必要があります。
- ・また、所有者の自助努力等によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林については、公的主体による広葉樹林化などセーフティーネット対策が必要です。

政策目標

森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

＜主な内容＞

1. 公的森林整備への支援

面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難な森林など、自助努力等によっては適正な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等の施業を支援します。

2. 被害森林の復旧造林等への支援

気象害等による被害森林における復旧造林や松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換について支援します。

環境林整備事業 4, 500(447) 百万円
補助率：3／10、5／10 等
事業実施主体：地方公共団体、NPO等

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03－3502－8065（直））〕

農山漁村地域整備交付金（公共）

【112,828（9,614）百万円】

対策のポイント

自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した**防災・減災対策を総合的に推進**することが必要です。
- ・また、農山漁村地域の活性化を図るため、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進**を図ります。

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（27年度）
- 森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備等
- 海岸堤防等の整備率 66%（28年度）

<主要内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、以下の整備のうち、農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化に寄与度の大きい事業を選択することが出来ます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

※農山漁村地域整備交付金には、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200 (直))
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842 (直))
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304 (直))

有害生物漁業被害防止総合対策事業（新規）

1 趣 旨

近年、我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲ、トド、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲ等の有害生物により、作業の遅延、漁獲物の鮮度低下、漁獲量の減少、漁具の破損等、我が国の漁業に甚大な被害が発生し、顕在化している。

これらの有害生物による漁業被害は、漁業者の自助努力だけでは防ぐことのできない台風等の自然災害と同様のものであり、また、広域的に発生していることから、漁業被害の防止・軽減対策を実施するための基金造成に対して国が助成し、同基金を活用した機動的・総合的な対策を実施していく必要がある。

2 事業内容

(1) 大型クラゲ国際共同調査事業

日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海及び黄海における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シュミレーション技術の精度向上のための技術開発、科学情報の共有等を行うことを支援する。

(2) 有害生物出現調査及び情報提供事業

我が国近海域における大型クラゲ等の有害生物の出現状況を把握するとともに、これらの有害生物の出現情報や出現予測情報を漁業関係者に提供することを支援する。

(3) 改良漁具等の導入促進事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の混獲及びこれらの有害生物による漁具の破損を回避するための改良漁具等の導入に要する経費を助成する。

(4) 有害生物駆除事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の駆除に要する経費を助成する。

(5) 有害生物陸上処理事業

漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う陸揚げされた大型クラゲ等の有害生物の処理及び有効利用に要する経費を助成する。

(6) 有害生物被害軽減実証事業

トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を行うことを支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

4 事業実施期間 平成25年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

503,692千円（0千円）

（目）水産資源回復対策事業費補助金

6 補助率等 定額、1／2

7 担当班及び内線

環境調査班 内線6810

漁場保全調整班 内線6802

（担当課：水産庁漁場資源課）

漁場機能維持管理事業のうち 漁場漂流・漂着物対策促進事業（新規）

1 趣 旨

第171回通常国会において海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が、平成21年7月15日に公布・施行され、漂流・漂着物の問題は、本法に則した政策の実施が求められているところである。また、近年、漁業者の生活の糧となる漁場では、無数の漂流物が流入、滞留・堆積し、漁場環境を悪化させており、深刻な問題となっている。

そのような中、漁場に流入し滞留している漂流物については、漁業者が漁業活動中に回収を行っているところであるが、漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減を図る必要がある。

また、漂流・漂着物のうち、漁業系資材について削減方策やリサイクル技術の開発を行ってきたところであるが、同技術の普及や現場での実証的な試験・技術開発による、更なるコスト削減を図るとともに、使用済漁業系資材が漂流・漂着物の発生源の一つと考えられることから、これらの適正な保管・処理を推進する必要がある。

2 事業内容

（1）漂流・漂着物発生源対策等普及事業

漁業系資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討について支援する。

さらに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。

（2）漁場漂流・漂着物対策促進事業

漁場において漁業者が漁業活動中に回収した漂流物等を処理するための費用、流木などの大型漂流物等やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物等である場合に専門業者に回収、処理を依頼する費用及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理する費用について助成する。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成29年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

43,857千円（0千円）

（目）漁業経営安定事業費補助金

6 補助率等

定額

7 担当班及び内線番号

事業内容（1）について 漁場保全調整班 内線6802

事業内容（2）について 海洋保全班 内線6808

（担当課：水産庁漁場資源課）

水産業体質強化総合対策事業のうち再編整備等推進支援事業（継続）

1 趣 旨

資源水準に見合った漁業体制の構築を推進するため、「資源管理計画」に基づき漁業者が自主的に行う減船等を支援する。

2 事業内容

（１）国は、事業実施主体が行う本事業の実施のための基金造成に対し助成し、事業実施主体は、以下の事業について事業実施機関（漁業協同組合連合会、漁業協同組合等）に対し助成金を支出する。

①再編整備支援事業

資源管理計画に基づき行われる減船等に対して支援を行う。

②魚種転換等支援事業

資源管理計画に基づき、対象魚種の漁獲努力量を削減するために、漁獲対象魚種又は漁業種類の転換に必要な漁具・漁ろう設備の取得と不要漁具の処理に対して支援を行う。

（２）事業実施機関は、事業実施主体からの助成金と都道府県、漁業者等の負担により事業資金を造成し、これらの事業を実施する。

3 事業実施主体

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

4 事業実施期間

平成２１年度～平成２５年度

5 平成２５年度概算決定額（前年度予算額）

９９，６１８千円（１２４，５２３千円）

（目）漁業経営安定対策事業費補助金

6 補助率等

定額

事業実施機関に対する助成率

	事業助成	融資助成
①再編整備支援事業：大臣許可漁業	４／９以内 （※２／９を加算）	１／２以内
知事許可漁業	１／３以内 （※１／６を加算）	１／２以内
②魚種転換等支援事業：	１／２以内	

※日本海及び東シナ海における暫定水域及びその周辺水域等で操業する漁業者が取組を行う場合

7 担当班及び内線番号

整備班

内線 ６５７４

資源管理企画担当

内線 ６６６３

指定漁業第１及び２班

内線 ６７０３・６７０４

（ 担当課：水産庁企画課
管理課
漁業調整課 ）

安全な漁業労働環境確保事業（新規）

1 趣 旨

漁船の海難及び海中転落による死者・行方不明者は、全船舶の海難及び人身事故の中で最も多い。このため、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」を養成し、漁業労働環境の向上等を通じて海難事故の減少を図る事業を実施し漁船安全操業対策の充実を図る。

また、遊漁船の海難事故及び漁村等の海浜における遊漁者の転落事故も多発していることから、遊漁船利用者等の安全の確保を図るため、遊漁船業者等に対する安全講習会の開催を行うとともに、漁村等海浜における遊漁者への安全指導について支援を行う。

2 事業内容

安全な漁業労働環境確保事業

（１）安全な漁業労働環境確保事業

海難事故の分析やライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び漁船の労働環境の改善等の知識を有する「安全推進員」を養成する。

（２）遊漁安全確保推進事業

遊漁船事故情報の収集・分析を行うとともに、遊漁船業者等に対して安全講習会を行う。また、漁港等海浜に指導員を派遣し、現場で遊漁の安全等指導を行う。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

（１）の事業 平成２５年度～平成２９年度

（２）の事業 平成２４年度～平成２６年度

5 平成２５年度概算決定額（前年度予算額）

２４，３４７千円（０千円）

（目）漁業経営安定事業費補助金

6 補助率

定額

7. 担当班及び内線番号

（１）の事業 漁業労働班 内線６５７１ （担当課：水産庁企画課）

（２）の事業 遊漁調整班 内線６７０５ （担当課：水産庁漁業調整課）

漁場機能維持管理事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策事業（拡充）

1 趣 旨

近年、我が国水域における外国漁船の不法操業等により、漁場が荒廃し、我が国漁業関係者に重大な影響を与えている。特に、日本海と東シナ海においては、本来我が国が主権的権利を行使すべき水域に、広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定されており、当該水域においては外国漁船による無秩序な操業により、多くの資源が低位水準となっていることから、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を着実に実施することが必要である。

このため、関係漁業者が、漁場生産力の回復・維持及び操業機会の拡大の観点から、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組、漁具破損等の被害の救済等への支援を行うことにより、影響を受けている漁業者の経営安定を図るものである。

2 事業内容

- (1) 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して当該作業に係る経費を助成する。また、我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。
- (2) 外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、漁場情報を提供するとともに、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部を助成する。また緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等に対して助成を行う。
- (3) 暫定措置水域による影響を受けている漁業者が資源管理計画に基づき行う種苗放流に対する助成を行う。
- (4) 漁業協同組合等が漁船を用いて行う、外国漁船の操業状況調査、漁場調査等及び外国漁船による被害漁具等の現状復帰に対して助成を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成22年度～平成25年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

2,917,307千円（2,252,053千円）

（目）漁業経営安定対策事業費補助金

6 補助率等

定額、1／2以内、2／5以内、1／3以内

7 担当班及び内線番号

操業調整担当 内線6702

（担当課：水産庁漁業調整課）

木材利用を促進する増殖技術開発事業（継続）

1 趣 旨

水産関連事業では、木材が有する魚類の餌料効果や早期の蛸集効果といった性質に注目し、平成15年度から間伐材を魚礁の部材に利用する「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を推進しているところであるが、永久構造物として機能を発揮するための加工に手間と費用がかかること、魚礁1基当たりに利用できる木材の量が少ないこと等から、全国的な木材利用の拡大にはつながっていない。

他方、森林は河川を通して豊富な栄養塩類を漁場へ供給しており、豊かな漁場は健全な森林保全によって育まれている。こうした森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要であるが、近年、木材価格の下落等による林業採算性の悪化等を背景に、適正な整備が行われない森林が増加しており、このような状態が続けば、水産動植物の良好な生息環境を保全できないおそれがある。

本事業では、水産関連事業に木材を利用することによって、増殖機能の増加による水産業への貢献及び間伐材を利用することによる循環型社会の形成を図るため、その利用が全国的に広がるよう、製作が簡易でかつ木材の利用率が高い増殖用基材を開発するとともに、地域で産出される木材の継続的な利用を推進する活動を行う団体を対象として増殖礁の技術開発及び実証試験に対する支援を行う。

2 事業内容

（1）木材の利用率が高い増殖礁の開発

- ・木材を活用した増殖礁に関し、木材の変質状況等を踏まえた耐久性を考慮しつつ、水産生物の増殖に効果的な構造と配置手法の検討を行う。
- ・開発された増殖礁の試験的設置を行い、効果に関するモニタリング調査と、それを踏まえた改良等を行う。
- ・検討会の開催やマニュアル・事例集の作成など、木材の水産利用の促進に向けた情報交換及び技術普及活動を行う。

（2）地域で産出される木材を活用した増殖礁の実証等

- ・既に一定の知見と実績を有し、かつ漁業及び林業関係者等の意欲がある地域において、地元で産出される木材を活用した増殖礁の開発から製作、設置及びそのモニタリング調査の実施に対して支援を行うものである。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成22年度～平成26年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

153,645千円（203,235千円）

（目）水産資源回復対策事業費補助金

6 補助率等

定 額

7 担当班及び内線番号

設計班 内線6880

（担当課：水産庁整備課）

健全な内水面生態系復元等推進事業（拡充）

1 趣 旨

内水面漁業は、四季折々の淡水魚介類の供給に加え、釣りなど自然とのふれあいの場の提供を通じ、潤いのある国民生活にとって重要な役割を果たしている。

しかしながら、河川・湖沼は、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、溪流魚の著しい減少による遺伝的多様性の低下、疾病の発生やカワウ・外来魚による被害の増加によるウナギをはじめとする内水面魚種の漁獲の減少といった問題に直面しており、これらを解決するための技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量を維持・回復し、淡水魚介類の安定供給を図る。

2 事業内容

(1) 委託事業

ア 外来魚抑制管理技術高度化事業（継続）

外来魚を抑制管理する手法について、残された課題として、深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発する。

イ 内水面資源生息環境改善手法開発事業（新規）

ウナギをはじめとした内水面魚種の棲み場所として必要な環境を維持した河川環境の造成を行うため、内水面魚種の分布状況及び生息環境の特徴といった基礎データの収集、天然水域における内水面魚種の行動を把握するための追跡調査を行う。

ウ 放流用種苗育成手法開発事業（新規）

ウナギ等の内水面資源について、放流前に天然魚に近い状況での育成方法を行うことにより、放流後に再生産に寄与する放流資源の開発を行う。

(2) 補助事業（継続）

地域間の連携による推進体制の整備やその下での広域的なカワウの生息状況調査、追い払い及びその捕獲、外来魚の駆除、ドライアイスを活用したカワウの繁殖抑制や効果的な外来魚駆除、都市との交流を通じた啓蒙活動等の内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援する。

3 委託先及び事業実施主体 民間団体等

4 事業実施期間 平成15年度～平成29年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額） 197,301（190,900）千円

6 補助率等 2の(1) 委託費 2の(2) 定額、1/2

7 担当班及び内線番号 事業内容(1)ウ以外について 内水面班 内線6825 事業内容(1)ウについて 沿岸調整班 内線6701

（担当課：栽培養殖課、漁業調整課沿岸・遊漁室）

鰻供給安定化事業（拡充）

1 趣 旨

シラスウナギについては3年連続での不漁となっており、資源状態の低下が危ぶまれる状況の中、シラスウナギ、親ウナギ（活鰻）ともに価格が上昇しており、消費の落ち込みが顕著となっている。

このため、ウナギの生態や資源状況等についての調査、異種ウナギの養殖を行う際に自然環境へ逸散しないための養殖技術の開発、ウナギの遺伝情報を活用した系群判別等の技術開発を行うとともに、従来から行っているウナギの放流についてより効果の高い放流方法の検討・実践への支援等、今後の資源回復及び安定供給を図るために必要な対策を早急に実施することが必要となっている。

2 事業内容

（1）委託事業

ア 鰻生息状況等緊急調査事業（新規）

ウナギ資源の増殖を図るための基礎データとするため、河川等におけるウナギの分布域、分布量の調査及びシラスウナギの来遊時期、来遊量、来遊場所の年間を通じた調査を行う。

イ 異種鰻育成手法緊急開発事業（新規）

ニホンウナギ以外の種を国内で養殖する場合に、自然環境への逸散を防止するための技術的な検討を行うとともに、ガイドラインを作成する。

ウ 遺伝情報を活用した鰻資源管理育種等技術開発事業（新規）

ニホンウナギの系群構造・分布状況の把握、人工種苗量産化、異種ウナギの適切な利用に資するため、遺伝情報を活用し、系群判別や養殖に適したウナギの選別、生きているシラスウナギから異種ウナギを判別する技術を開発する。

（2）補助事業（拡充）

放流事業について、放流するウナギの多様化の検討や実践、放流数の拡充を行うための経費及び国際的なウナギ資源の適切な管理を確保するための民間レベルの話し合いの促進やシラスウナギの来遊経路の変化の可能性を調査するための経費を支援する。

3 委託先及び事業実施主体 民間団体等

4 事業実施期間 平成15年度～平成29年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額） 154,546（19,546）千円

6 補助率等 2の（1）委託費 2の（2）定額、1／2

7 担当班及び内線番号 事業内容（1）ウ以外について 内水面班 内線6825 事業内容（1）ウについて 研究指導課 先端技術班 内線6780

（担当課：栽培養殖課、研究指導課）

水産多面的機能発揮対策（新規）

1 趣旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図る事が急務であり、日本再生戦略の食と農林漁業の再生の具現化を行うものである。

2 事業内容

（１）水産多面的機能発揮対策事業

ア 事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ 対象とする活動

漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための、以下の活動項目について支援。

① 国民の生命・財産の保全： 国境監視、海難救助等

② 地球環境保全： 藻場・干潟等の維持・保全、海洋汚染対策、漂流漂着物処理、漁場環境保全のための植樹等

③ 漁村文化の継承： 教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化等の伝承機会の提供

（２）水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

3 事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕 地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕 民間団体

4 事業実施期間 平成25年度～平成27年度

5 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

3,500,000千円（0千円）

3,360,000千円（0千円） （目）水産多面的機能発揮対策交付金

140,000千円（0千円） （目）漁村振興対策事業費補助金

6 補助率等

〔水産多面的機能発揮対策事業〕 定額

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕 定額

7 担当班及び内線番号

企画班 内線6844

（担当課：水産庁計画課）